

JICA 事後評価の説明責任の観点からのレビューについて (行政事業レビュー対応)

2016年2月2日
JICA 評価部

1. 経緯

- 2015年6月24日の外務省の行政事業レビューにおいて、JICA 評価業務が公開プロセスの対象となった。取りまとめ結果として、説明責任の観点から、「一般論として、評価においてより透明性を確保し、外部からの視点を取り入れ、PDCA サイクルの強化に努めるべき」と指摘があった。
- また、同レビューにおいて、「評価の仕方自体が適切かどうか」という問題意識から、評価の評価（メタ評価）を制度化すべしという意見が出た¹。

2. 事業評価外部有識者委員会・委員等によるこれまでの対応

(1) 個別サンプルのレビュー

- 2015年9月3日の事業評価外部有識者委員会（以後「委員会」）において、「2014年 JICA 事業評価年次報告書」に掲載した76件の事後評価報告書（外部評価）から同委員会の高橋委員長（神戸大学教授）が3件を選定し、JICA によるレビュー²を踏まえ、協議を実施した。
- 委員会においては、上記3件のサンプルに対して、説明責任の観点からは特段の問題指摘が無かった。うち1件については、「全体として良好でない評価結果を導き出す難しいものだったと考えられるが、客観的な立場を貫いて、評価されているものと理解される」との意見が出た。
- なお、(説明責任の観点でなく)評価報告書の質の向上については、外部評価者の体制強化も含め、委員会から複数の示唆があった。

(2) JICA 事後評価のレビュー

- 上記の個別サンプルのレビューに加え、2015年11月～2016年1月にかけて、委員会のメンバーで政策評価の専門家である、同志社大学 山谷教授が、同じく政策評価に専門性を持つ明治大学 源教授、神戸学院大学 南島准教授と共に JICA 事後評価のレビューのあり方について協議を実施した。その結果の概要は以下の通り。

【共通認識】

- 委員会による個別サンプルのレビュー（上記2.(1)）については、特段の課題・問題点等は見当たらなかった。
- JICA の事後評価のプロセスは「実施準備の段階」、「評価実施の段階」、「公表等の段階」で細分化されたプロセスとなっている。評価活動としてみた場合、高い制度運用の水準を誇っている。丁寧な手続きが整備されており、

¹ 「外務省行政事業レビュー議事録平成27年6月24日（水）第1セッション」P14-15

² JICA のレビュー観点：妥当性、有効性・インパクト、効率性、持続性は、評価結果が論理的に説明され、適切なエビデンスに基づいているか。また、提言・教訓は、理論構成、実現・適用可能性。

特段の課題・問題点等は見いだせなかった。

- JICA の事後評価活動に対する「評価の評価」（JICA 事後評価レビュー）が必要とされている。

【JICA 事後評価レビューの「第三者性」「可視化」についての提案】

- 行政事業レビューの論点は、「説明責任」と「学習」に大別できるが、JICA 事後評価レビューで優先すべきは「説明責任」の観点である。また、「説明責任」は「第三者性」と「可視化」の2つの論点がある。
- JICA 事後評価レビューに際して、「第三者性」の観点から事業評価外部有識者委員会は中心的な役割を担うべき。具体的な提案は以下の通り。
 - ①「可視化」のため、JICA は事後評価の基本文書（「事後評価レファレンス」、「事後評価プロセス」）を委員会に報告すること。
 - ②上記の基本文書改訂の際も、主要点や改訂目的を委員会に報告すること。
 - ③行政事業レビューにおける各種の指摘（特に「学習」に属する論点）は、中期的な課題であり、（独法通則法に基づく）JICA の中期計画との連携で対応することを検討すべき。

3. JICA の今後の対応等について

（1）今回のレビューの結果について

- 説明責任の観点からは、JICA の事後評価に対し高い評価が得られたと考える。これは、JICA 内外の関係者、特に、各種制約条件の下で中立性を守りながら業務を行ってきた外部評価者の努力に負うところが大きいと考える。

（2）今後の対応

【短期（今後数年間目途で JICA 事後評価の環境が大きく変化しない場合）】

- 委員会に対して、JICA の事後評価の基本文書（「事後評価レファレンス」、「事後評価プロセス」）の開示・説明を行う³。（2.(2)の①に対応）
- これまでも主要な制度の改正・改善点とその目的等は委員会に報告していたが、引き続き、事後評価の基本文書に改訂がある場合や事後評価制度の重要な改正・改善などについて、速やかに委員会への報告を行い、助言を得る。（2.(2)の②に対応）

【中期～長期】

- 次期の中期計画期間（2017—2021 年）中を目途に、今次のレビューの方法や結果も参考にして、再度、JICA 事後評価レビューを行うことを検討する。同時に、中期計画の中で、特に「学習」の観点から行政事業レビューの指摘事項全体への対応を行う。（2.(2)の③に対応）

以上

³ 事後評価のプロセス及びそれを支えるガイドラインを委員会に対して「可視化」することを意図しており、個別の詳細内容（例：事後評価の個々のプロセスやレーティング計算にかかる技術的事項）について、委員会メンバーが承認して責任を持つということではない。